

小値賀町議会12月会議は、令和6年12月13日午後4時、小値賀町役場議場に招集された。

1、出席議員 8名

1	番	立	石	光	助
2	番	森	岡	正	雄
3	番	橋	本	武	士
4	番	今	田	光	弘
5	番	小	辻	隆	治
6	番	横	山	弘	藏
7	番	江	川	春	朝
8	番	宮	崎	良	保

2、欠席議員 0名

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

な し

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	橋 本 博 明
議 会 事 務 局 書 記	岩 城 堯 志

5、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会 12月会議

令和6年12月13日（金曜日） 午前4時 開 会

第 1 会議録署名議員指名（立石光助議員 ・ 森岡正雄議員）

第 2 発 議 1 号 有人国境離島法の改正・延長を求める意見書（案）

午後 3 時 32 分 開 議

議長（宮崎良保） 報告いたします。

ただいまの出席は 8 名です。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

ただいまから、令和 6 年小値賀町議会 12 月会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、1 番・立石光助議員、2 番・森岡正雄議員を指名します。

日程第 2、発議第 1 号、有人国境離島法の改正・延長を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に意見書（案）を朗読させます。

事務局長（橋本博明） 朗読します。

有人国境離島法の改正・延長を求める意見書（案）

特定有人国境離島地域においては、平成 29 年に有人国境離島法が制定されて以来、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した各施策により、その恩恵を享受しているところである。

国境離島は我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、再生可能エネルギーの導入及び活用などの観点から、極めて重要な役割を担っている。

しかしながら、厳しい自然的・社会的条件の下、人口減少や高齢化が急速に進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞に加え、人の往来・生活物資等の輸送に要する費用がほかの地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境等の脆弱といった課題が山積しており、国境離島をめぐる状況は依然として非常に厳しい状況にある。

国境離島地域の人々が、将来に渡り安心して暮らし続けていける地域社会を維持していくためには、引き続き国による特別な措置を講ずる必要がある。

よって、現行の有人国境離島法が令和 8 年度末をもって失効することから、地域の実情や要望を反映した内容に改正の上、期限延長を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 13 日

長崎県小値賀町議会

衆議院議長額賀福志郎、参議院議長関口昌一、内閣総理大臣石破茂、国土交通大臣中野洋昌、内閣官房長官林芳正、です。

議長（宮崎良保） 次に本案について趣旨説明を求めます。 江川議員
7番（江川春朝） 有人国境離島法の改正・延長を求める意見書（案）の趣旨
について説明します。

有人国境離島法は平成29年に制定され、外海離島である国境の島に人が住み
続けることを目的とし、特定有人国境離島地域社会維持交付金を活用した各種
施策を行い、その恩恵を享受しているところです。

国境離島はその多くが小さな島でありながら、日本の領海や排他的経済水域
などの起点であり、海に根差した文化風習が受け継がれており、歴史的にも水
産物生産拠点という面から見ても、極めて重要な役割を担っています。

しかしながら、元から周囲を海に囲まれた厳しい環境にあり、近年の磯焼け
による海洋環境の急変、さらに若年層の都市部への流出による少子高齢化と人
口減少に連動し、基幹産業である農業・漁業の衰退に直面しています。国境離
島では食料や燃料など生活物資も海を渡り、赤ちゃんが生まれる時も生命の危
機の時も海を渡ります。避けることのできない「海を渡る」ということのため
に、ほかの地域よりも人の移動や物の移動の費用が余分にかかります。

ですが、最初に述べたように、国境離島の島々は日本にとって極めて重要で
す。今後、本町を含む国境離島地域の方々が、安心してその島々の暮らし続け
られるよう地域社会を維持していくためには、引き続き国による特別な措置は
絶対不可欠です。

このことを踏まえ、有人国境離島法が令和8年度をもって、令和8年度末を
もって失効することから、国境離島地域の国家的役割を十分認識していただき、
それぞれの地域の実情や要望を取り入れ改正し、期限延長するよう強く要望す
るものです。

以上で、有人国境離島法の改正・延長を求める意見書を発議するにあたって
の趣旨説明とします。

議員各位においては、意見書の趣旨にご賛同、承認いただきますよう、よろ
しくお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず本案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 反対討論なしと認めます。

次に本案に賛成者の発言を許します。 橋本議員

3番(橋本武士) 私はこの意見書に賛成の立場で討論をいたします。

有人国境離島法は、平成29年4月に10年間の期限付き法律として施行され、令和9年3月31日に最初の期限を迎えます。この有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法を見てみますと、その目的は「有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため」でありまして、そのための施策として、国境離島地域と本土間で人や物資が海を渡るための費用の低廉化、雇用の拡充を規定しており、具体的財政支援である特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、本町においても事業を行っております。

ですが、有人国境離島地域はもれなく外海離島であり、共通した課題である人口減少と少子高齢化、また農林水産業の衰退は好転する気配がなく、その対策は今後も継続して行う必要があります。江川議員の趣旨説明にもありましたように、これからも国境離島地域の人々が安心して暮らし続けていける状態を維持し、それにより我が国の領海、排他的経済水域等の保全等を図るためには、引き続き国による特別な措置が必要不可欠であると考えます。

私はこのような理由から、有人国境離島法の改正・延長を求める意見書に対し、賛成の討論を行うものであります。以上です。

議長(宮崎良保) ほかに討論ありませんか。

ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第1号、有人国境離島法の改正・延長を求める意見書(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって発議第1号、有人国境離島法の改正・延長を求める意見書(案)は、原案のとおり決定されました。

お諮りします。

ただいま決定された案件につきましては、会議規則第 45 条の規定により、字句・数字・その他の整理に、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字・その他の整理は、議長に委任することに決定をしました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣・国土交通大臣・内閣官房長官・衆議院議長・参議院議長へ、それぞれ送付することにいたします。

以上で、本 12 月会議に付議された案件の審議は全部終了しました。

これにて令和 6 年小値賀町議会 12 月会議を終了します。

お疲れさまでした。

— 午後 3 時 42 分 散会 —